

05【法務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
区域29-001-02	東京都	先進的なFinTech(フィンテック)企業等の誘致活性化に資する在留資格の特例創設	FinTech分野等における「アクセラレータプログラム」の参加者等への在留資格の創設により、民間事業者・投資家等と連携した創業活動計画書の作成を通じたプログラム参加者等の都内進出を活性化。	優れたFinTech企業等の起業が促進され、金融分野における新たなビジネスが数多く生まれることで、日本における金融サービスが高度化し、利用者の利便性の向上や日本経済の成長力強化が実現する。	● 出入国及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる「特定活動」	アクセラレータプログラムの参加者への在留資格の創設(6ヶ月等)の告示の新設  例えば、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号に基づく告示で定める「特定活動」として、当該活動を新たに規定すること  これまで、ビジネスコンシェルジュ東京で支援した外国人起業家や外国企業からの相談内容や意見を踏まえると、起業準備には最低6ヶ月程度が必要と考えるところ。	法務省	「未来投資戦略2017」においては、「フィンテック分野等への外国企業の進出を促進するため、地方公共団体の支援の下、国内金融機関や投資家等とのネットワークを構築した外国人が帰国することなく継続して創業活動を行うための対応の在り方について検討し、本年中に結論を得る」とされているところ、現在、当該対応の在り方について検討を行っている。
区域29-001-03	東京都	高度金融人材誘致推進に資する在留資格特例(高度人材ポイント制における高度金融人材に対するポイント特別加算)	東京都が認定する、都内経済の活性化に貢献する外資系FinTech企業等に雇用される高度金融人材を対象とする高度人材ポイント特別加算制度を創設する。(中小企業+20点、その他+10点) 【東京都が認定する事業者】 ○FinTech企業 ○資産運用業	特に、外資系FinTech企業等に雇用される高度金融人材については、比較的若年で年収も総じて高くないことが想定され、現状のポイント制度では職歴、年収基準の比重が高く、評価ポイントが70点に満たないケースが多いことが想定される。	● 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令(平成26年法務省省令第37号)  ● 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件(平成26年法務省告示第578号)	東京都が認定した事業者を高度人材ポイント加算対象とみなす省令・告示の新設又は改正	法務省	「未来投資戦略2017」においては、「金融外国人材の受け入れを一層推進するため、高度人材ポイント制において、特別加算措置を可能な限り速やかに講ずる」とされているところ、現在、国家戦略特区制度において当該措置を講ずることについて、WGの結果を踏まえ、内閣府と協議を行い、平成31年3月に「法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令」(高度人材ポイント制にかかる特別加算の項目新設)の施行がなされた。
区域29-003-02	愛知県	医療ツーリズム推進に向けた愛知県からの規制改革提案	「短期滞在ビザ」で日本に入国した外国人が、病気や事故に遭ったときや検診の結果、治療が必要となった場合に、そのまま日本で適切な医療を円滑・幅広く受けられるような仕組みを構築する。	「短期滞在ビザ」で日本に入国した外国人が、病気や事故に遭ったときや検診の結果、治療が必要となった場合でも、医師の判断により、当該外国人が帰国できない状態にない場合は、そのまま日本で適切な医療を円滑・幅広く受けられない。	出入国管理及び難民認定法第20条、第21条	短期滞在ビザ(観光、商用、親族・知人訪問)で訪日した外国人が滞在中に、①病気や事故に遭い、治療が必要となった場合や、②検診を受けた結果、一旦帰国することなく治療を望んだときは、帰国できる状態であっても、在留期間の延長や在留資格「特定活動」への変更を認める。	法務省	在留資格「短期滞在」をもって在留する外国人が、入国後の急な事情変更等により日本の病院に入院して病気や怪我の治療をすることになったため、当初の在留期間を超えて在留する必要がある場合について、一旦帰国することなく治療を受けることができるよう、医師による診断があること等の一定の要件の下、治療期間に応じて在留期間更新許可又は在留資格「特定活動」(医療滞在)への在留資格変更許可を受け得る旨を法務省HPに明記した。